

秋田市告示第333号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年12月5日

秋田市長 沼 谷 純

指定緊急避難場所

名称 飯島津波避難タワー
所在地 秋田市飯島字堀川地内
対象 津波
収容人数 200人